

第2章 高齢者・介護保険事業計画

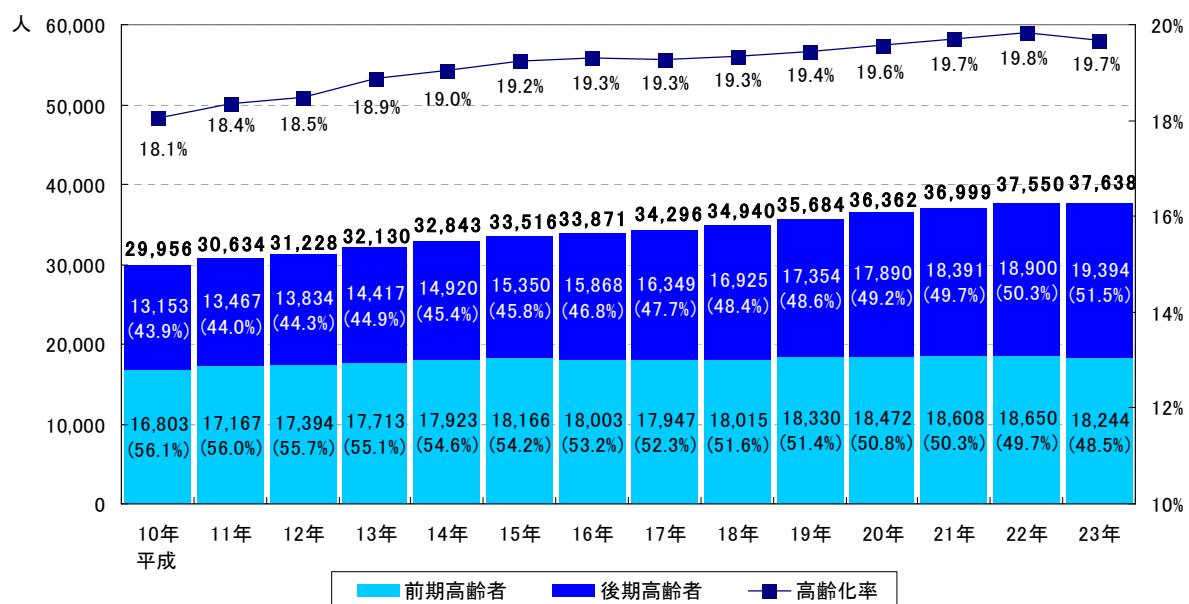
1 現状と課題

1 高齢者人口の推移等

① 高齢者人口の推移

高齢者人口は毎年増加し続けていますが、高齢化率は平成 20 年から 19% 台後半で推移しています。65 歳から 74 歳までの前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者の推移をみると、平成 21 年までは前期高齢者の割合が 50% 以上で推移していたものの、平成 22 年には割合が逆転し、前期高齢者が 49.7%、後期高齢者が 50.3% となっており、平成 23 年にはさらにその割合に差が開いています。

■高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 1月 1日現在）

② 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の数は増加し続けており、平成 22 年時点では 27,719 世帯と総世帯数に占める割合は 24.8% で、約 4 分の 1 の割合となっています。さらに、高齢者のいる世帯の内訳では、平成 22 年時点では単独世帯が 39.5%、夫婦のみ世帯が 24.9% で 6 割強が高齢者のみの世帯となっています。

■高齢者のいる世帯の状況

区分	全世帯数	高齢者のいる世帯			
		単独世帯*	夫婦のみ世帯*	同居世帯*	
平成7年 (1995年)	77,642	20,893 (26.9%)	6,007 (28.8%)	5,661 (27.1%)	9,225 (44.2%)
平成12年 (2000年)	85,245	23,047 (27.0%)	7,529 (32.7%)	6,298 (27.3%)	9,220 (40.0%)
平成17年 (2005年)	96,674	25,068 (25.9%)	8,792 (35.1%)	6,654 (26.5%)	9,622 (38.4%)
平成22年 (2010年)	111,614	27,719 (24.8%)	10,939 (39.5%)	6,898 (24.9%)	9,882 (35.7%)

* 「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯

* 「夫婦のみ世帯」は、少なくとも1人が65歳以上の夫婦世帯

* 「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

資料：国勢調査

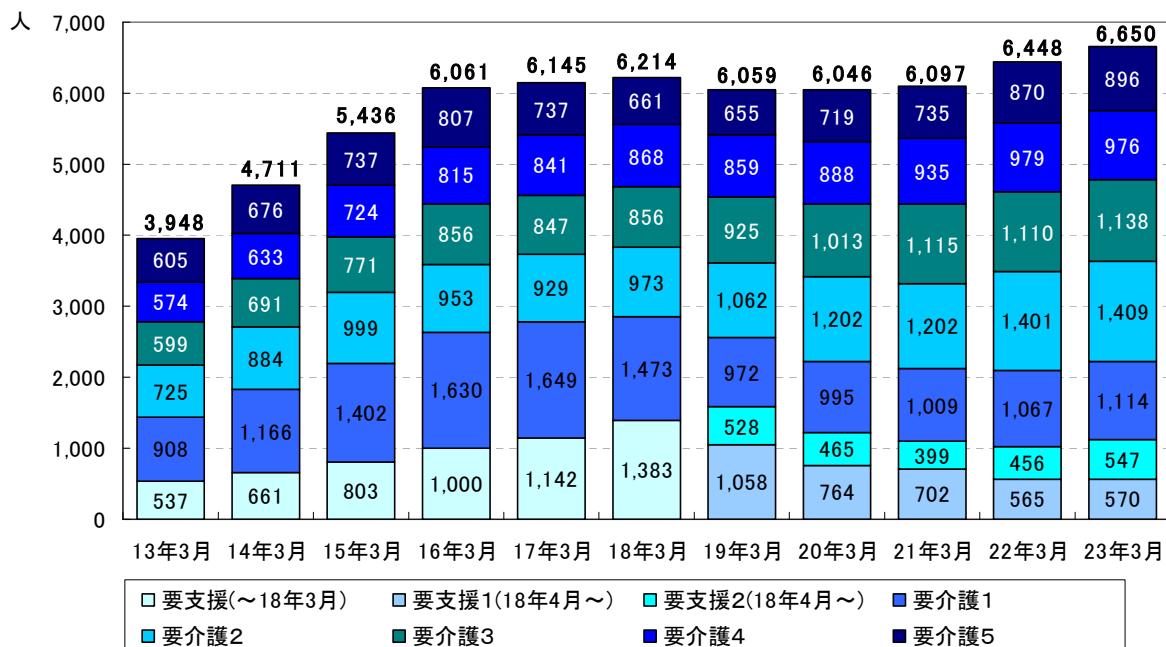
③ 介護サービスなどを必要としていない高齢者は8割

文京区の65歳以上の高齢者人口は、37,912人（住民基本台帳人口（平成23年4月1日現在）+外国人登録者数（平成23年3月31日現在））です。その高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けた高齢者は6,477人（文京区介護保険事業状況報告 平成23年3月分）で、介護サービスなどを必要としていない高齢者は31,435人と高齢者人口の約8割を占めています。

④ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、ここ数年6,000人程度で推移していましたが、平成21年度末に6,000人を大幅に超え、6,448人になりました。平成22年度末はさらに増加し6,650人となり、現在の認定区分に変わった平成18年度末に比べて9.7%増加しました。要支援・要介護認定者のうち65歳以上のは6,477人で、65歳以上の人の2割弱が「支援・介護を必要とする状態」にあります。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：文京の介護保険

*各年度末現在の実績値

*要支援・要介護認定者 = 第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者 + 第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）の要支援・要介護認定者

*平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

2 高齢者を取り巻く現状

区では高齢者施策の充実、第5期高齢者・介護保険事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることができるよう、高齢者等を対象にした「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査（アクティブシニア（55～69歳）調査、介護保険居宅サービス利用者調査、介護保険サービス未利用者調査、特別養護老人ホーム入所希望者調査）」を実施しました。

○「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査」の調査対象者

調査名	要支援・要介護認定	55～64歳	65～69歳	70歳以上
高齢者現況把握調査	受けていない			70歳以上の被保険者
高齢者等実態調査	受けていない	アクティブシニア（55～69歳）		
	受けている		介護保険居宅サービス利用者 介護保険サービス未利用者 特別養護老人ホーム入所希望者	

*表中の「アクティブシニア（55～69歳）」等は、本調査の調査対象者を分類する上でのみ用いた名称です。

調査結果からみえる高齢者を取り巻く現状等については、以下のとおりです。

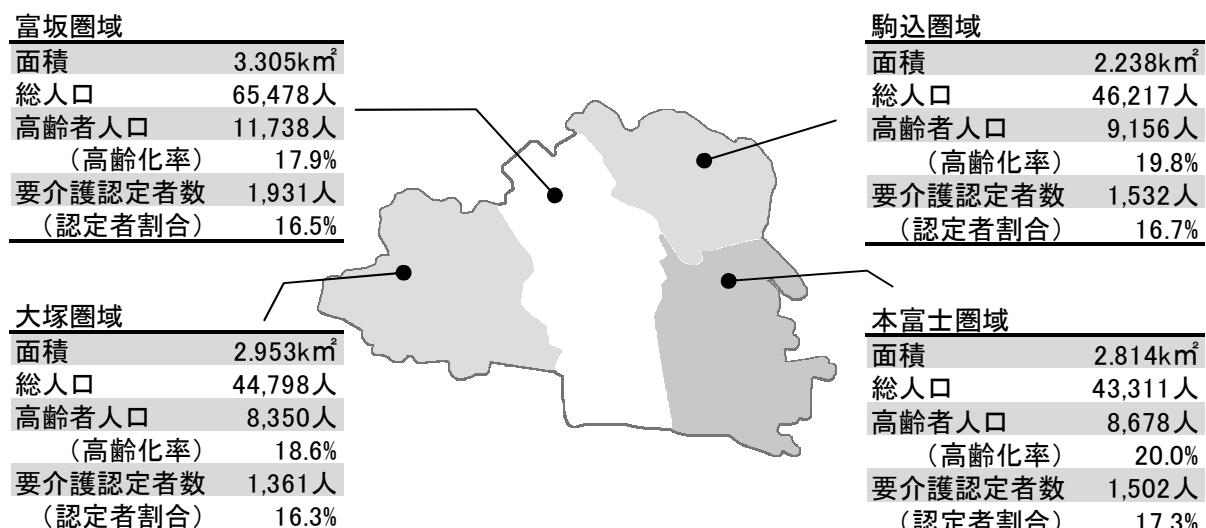
地域の支え合いについて

○ 日常生活圏域と高齢者の状況

第3期から新たに、文京区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。4圏域は、高齢者とのかかわりの深い、社会資源としての民生委員、話し合い員の担当地区と相互支え合いにより活動している高齢者クラブの地区と同じ区分としており、この圏域ごとに地域密着型サービスの整備計画を定め整備を進めています。

日常生活圏域ごとの高齢者の状況をみると、面積の違いから高齢者人口は富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率と認定者割合をみると本富士圏域が他の圏域に比べて高くなっています。

■日常生活圏域と高齢者の状況



資料：総人口及び高齢者人口は、住民基本台帳人口+外国人登録者数（平成23年9月 データ集計）

○ 地域包括支援センターについて

介護保険居宅サービス利用者調査・介護保険サービス未利用者調査・特別養護老人ホーム入所希望者調査の回答者の約3割の人が、地域包括支援センターにおいて「相談や連絡をしたことがある」と回答しています。

平成22年度の地域包括支援センターで受けた相談実人数及び総相談件数とともに、平成20年度と比較して約1.5倍となっており、中でも「医療・保健」「認知症」「高齢者虐待」に関する相談件数が増加しています。

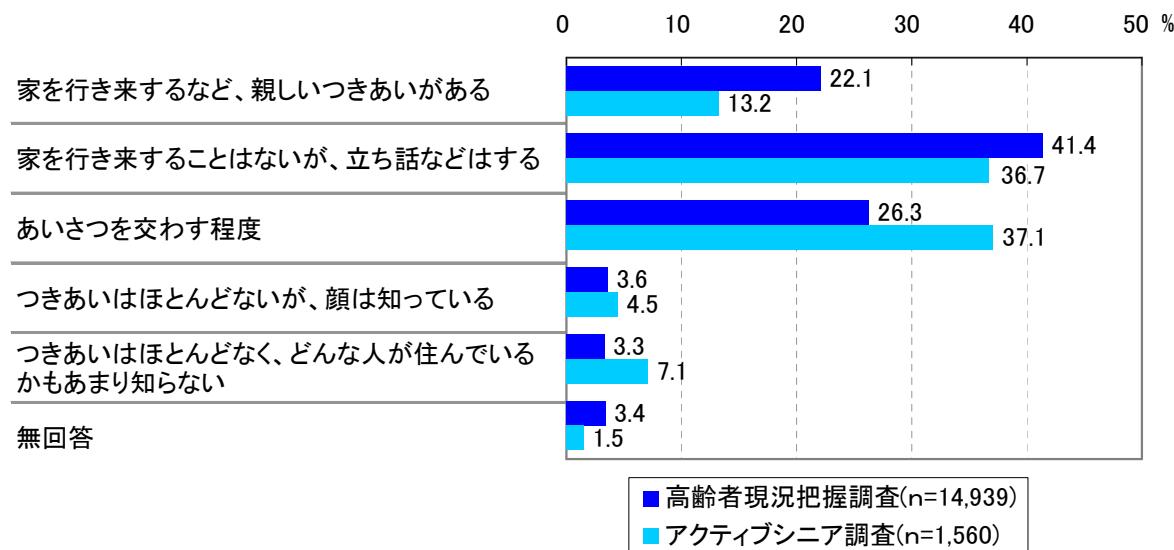
資料：平成22年度 高齢者等実態調査、文京の介護保険 平成23年版

○ 近隣とのつながり

近隣とのつながりについては、アクティブシニア（55～69歳）調査では「あいさつを交わす程度」が37.1%と最も高くなっていますが、高齢者現況把握調査では「家を行き来することはないが、立ち話などはする」が41.4%で最も高くなっています。また、「親しいつきあいがある」ではアクティブシニア（55～69歳）調査に比べて高齢者現況把握調査は8.9ポイント高くなっていますが、アクティブシニア（55～69歳）調査よりも近隣との密接なつきあいが多いことがうかがえます。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■近隣とのつながり（単数回答）



○ 外出の頻度

外出の頻度をみると、「ほぼ毎日」と回答した人が、高齢者現況把握調査では5割、アクティブシニア（55～69歳）調査では6割を占めました。

一方、介護保険居宅サービス利用者調査及び介護保険サービス未利用者調査では、「週1日未満」の外出にとどまっている人の割合が約2割を占めています。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

○ 高齢者安心見守りネットの構築

見守りについては、町会や地域活動センター等、地域の関係者を加え、ハートフルネットワークの充実を図ってきました。さらに、地域の高齢者に対する、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである高齢者安心見守りネットの構築に取り組み始めました。

これに伴って、介護保険サービス等の利用のない75歳以上の高齢者の状況把握訪問を実施し、その中でみまもり訪問事業等の希望のある高齢者が3%程度いることがわかりました。

○ 権利擁護に関する相談

区の高齢者相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会における高齢者の権利擁護（虐待や成年後見制度など）の相談件数は、増加傾向にあります。成年後見制度については、平成22年9月から、文京区社会福祉協議会において法人後見の受任や審判申立費用の助成を開始し、成年後見制度の利用促進を図っています。

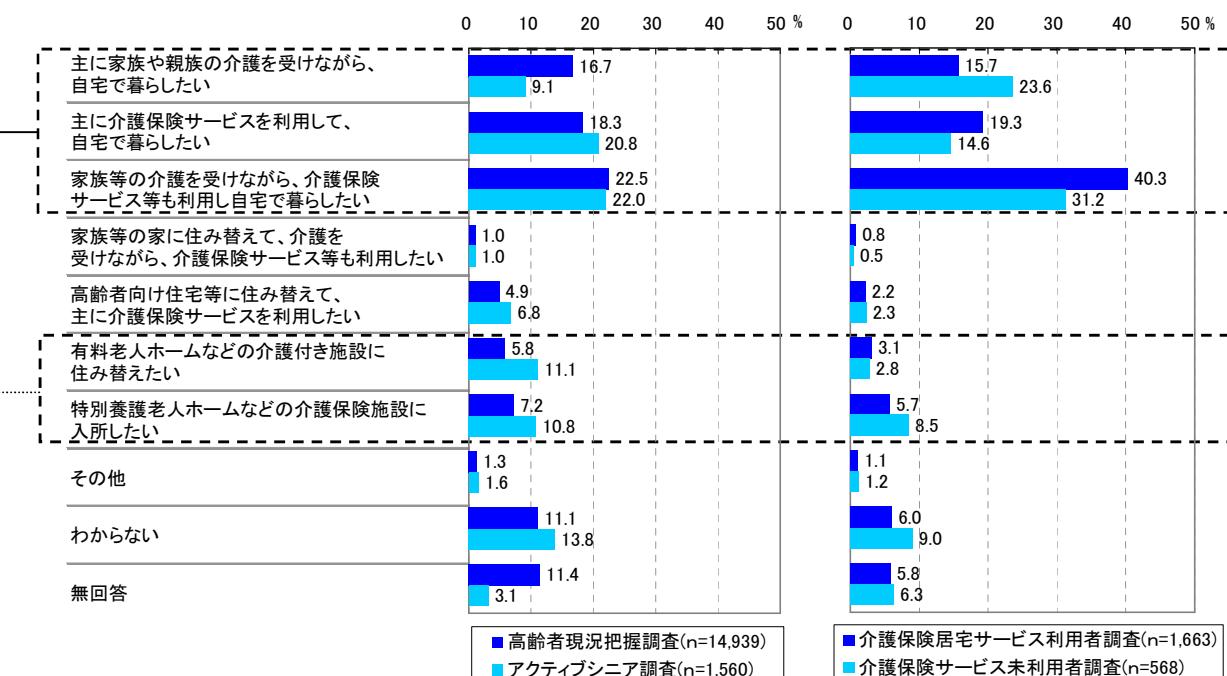
これから暮らし方について

○ 今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方（介護が必要になった場合の暮らし方）をみると、いずれの調査においても施設ではなく住み慣れた自宅での暮らしを希望する人の割合が高くなっています。特に「家族等の介護を受けながら、介護保険サービス等も利用し自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■今後希望する暮らし方(単数回答)



『自宅』希望

高齢者現況把握調査	…57.5%	介護保険居宅サービス利用者調査	…75.3%
アクティブシニア調査	…51.9%	介護サービス未利用者調査	…69.4%

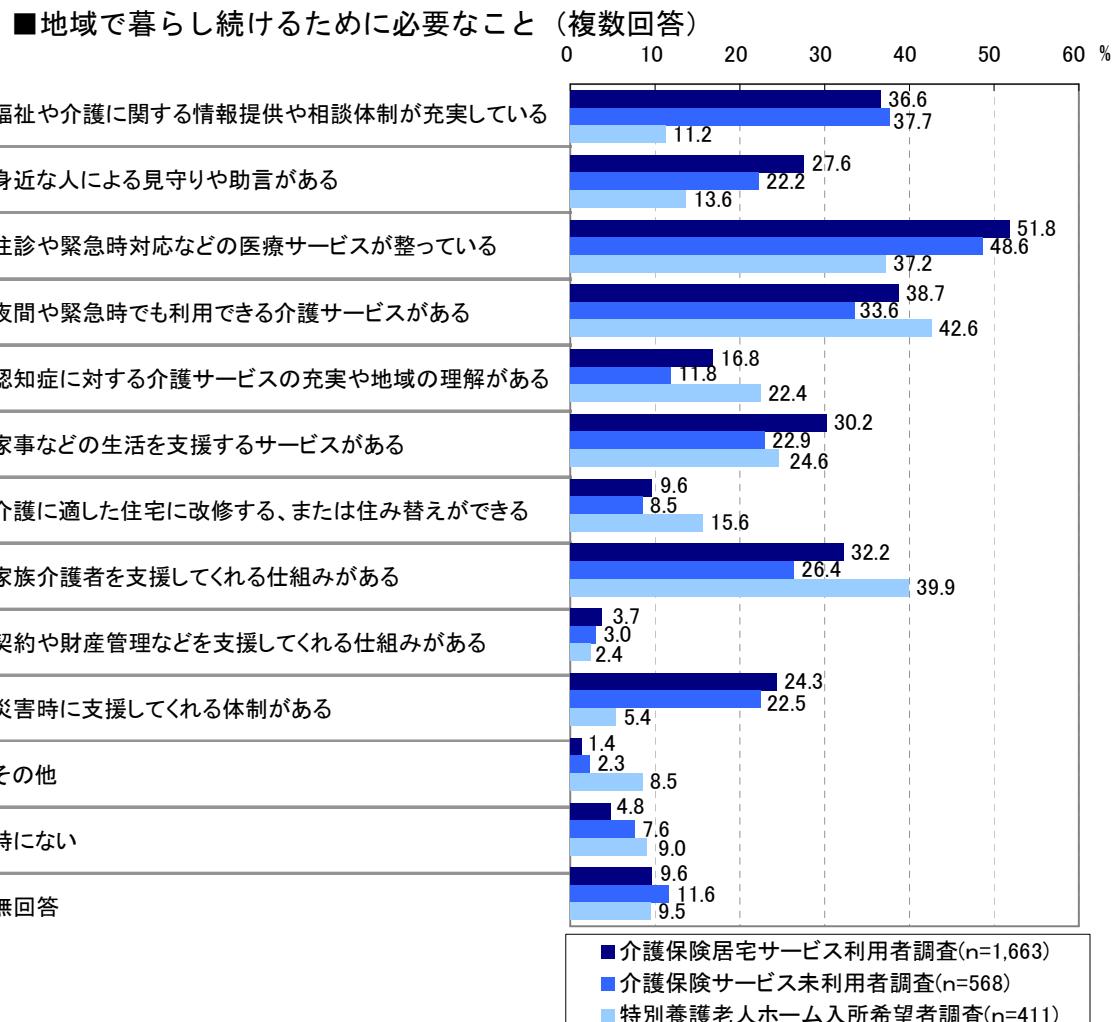
『施設』希望

高齢者現況把握調査	…13.0%	介護保険居宅サービス利用者調査	… 8.8%
アクティブシニア調査	…21.9%	介護サービス未利用者調査	…11.3%

○ 地域で暮らし続けるために必要なこと

地域で暮らし続けるために必要なことでは、「往診や緊急時対応などの医療サービス」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」、「家族介護者を支援してくれる仕組み」、「相談体制が充実している」が上位となっています。

資料：平成 22 年度 高齢者等実態調査



介護保険サービスの利用等について

○ 介護保険サービスの利用意向及び利用後の生活の変化

介護保険居宅サービス利用者調査において、今後自宅で生活をする上で利用したい介護保険サービスは、「訪問介護」が5割を超え、次いで「通所介護」「福祉用具」「ショートステイ」「住宅改修」が続いています。回答者のうち9割の人が、今後も介護保険サービスを利用したいと回答しています。

また、介護保険サービス利用後に生活の変化があった人が、8割弱を占め、「日頃の生活が楽になった」と回答した人が最も多く、次いで「精神的に楽になった」「人と会ったり、話したりするのが楽しくなった」が続いています。

資料：平成 22 年度 高齢者等実態調査

○ 未利用者における介護保険サービスの利用経験

介護保険サービス未利用者調査における介護保険サービス利用経験は、「利用したことない」回答した人が4割を超えています。

また、介護保険サービスを利用していない主な理由をみると、2割の人が「できることは、自分でするようにしているから」と回答しています。

資料：平成22年度 高齢者等実態調査

医療機関から退院する高齢者への支援

○ 地域連携推進員配置事業の実施

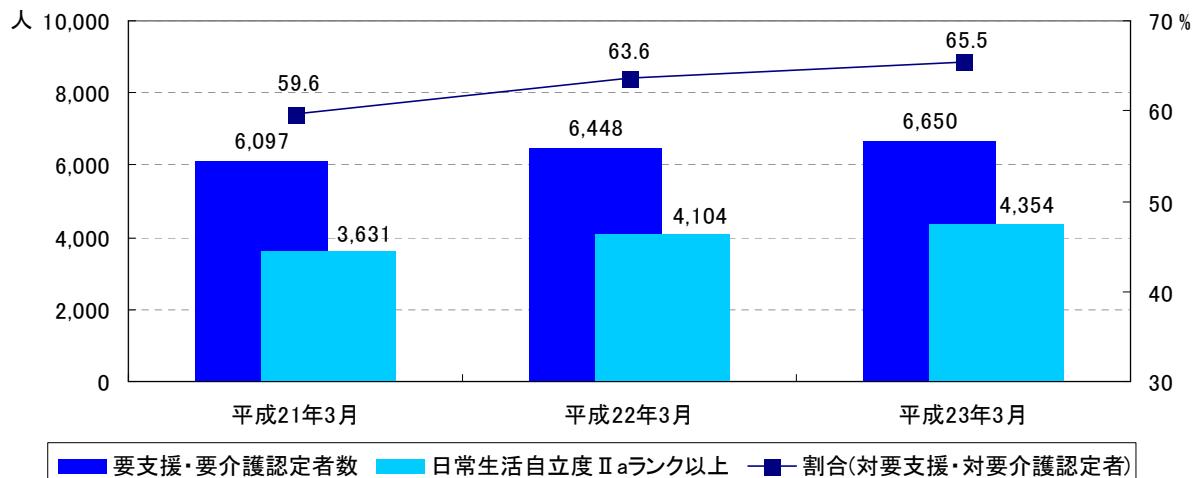
医療機関から退院する高齢者が、地域において適切な医療及び介護が提供され安心して在宅療養生活に移行できることを目的に、東京都の試行事業として、平成21年10月から平成23年3月の期間で、大塚地域包括支援センターにおいて地域連携推進員（看護師）を1人配置し、医療と介護が必要な高齢者を支援するネットワークの構築及びそのプロセスを検証しました。

認知症高齢者の状況

○ 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上*と判断された高齢者は、平成23年3月時点で4,300人を超え、要支援・要介護認定者数に対する割合は、65.5%と6割を超えています。

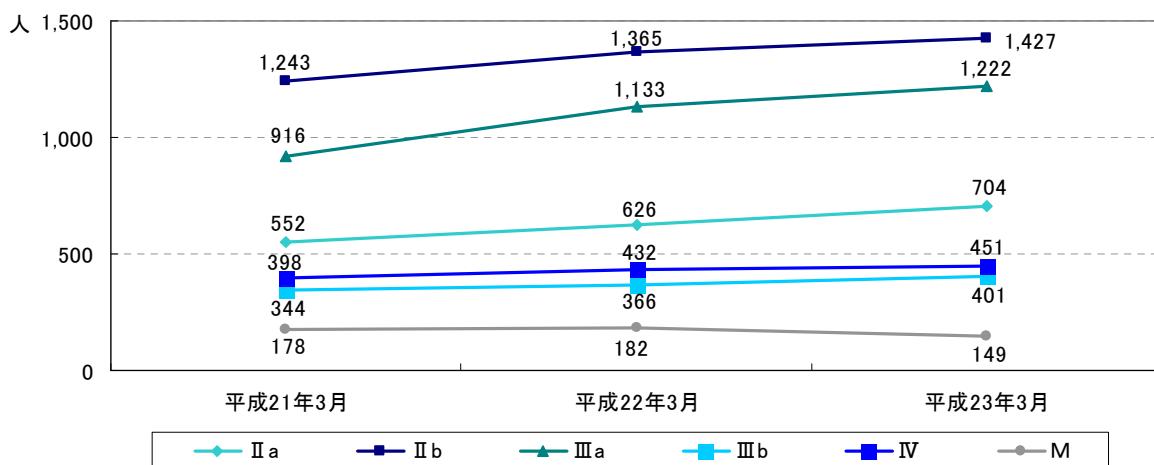
■要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者の状況



* 「日常生活自立度Ⅱaランク以上」は、日常生活に支障をきたす症状・行動等が多少見られる状態以上のことを表し、何らかの支援や介護が必要と判断される状態をいいます。

- 日常生活自立度別人数の推移については、「Mランク」以外のランクの人数は増加の傾向にあり、特に、「Ⅱa ランク」から「Ⅲa ランク」における人数の増加が顕著となっています。

■日常生活自立度別人数の推移



■認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判 定 基 準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

○ 認知症に対する取組

認知症の方や家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりのために、認知症を正しく理解して温かく見守り、状況に応じて声掛けができる「認知症サポーター」養成講座の開催、相談窓口や認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や講演会を実施しています。また、認知症になつても、その人らしく住み慣れた地域で生活を送ることができるように、認知症高齢者グループホームの整備を進めており、平成23年9月現在、区内には4か所整備されています。さらに、認知症の方を介護する家族が、日頃の悩みや不安を解消するための認知症介護教室や認知症家族交流会を定期的に開催しています。

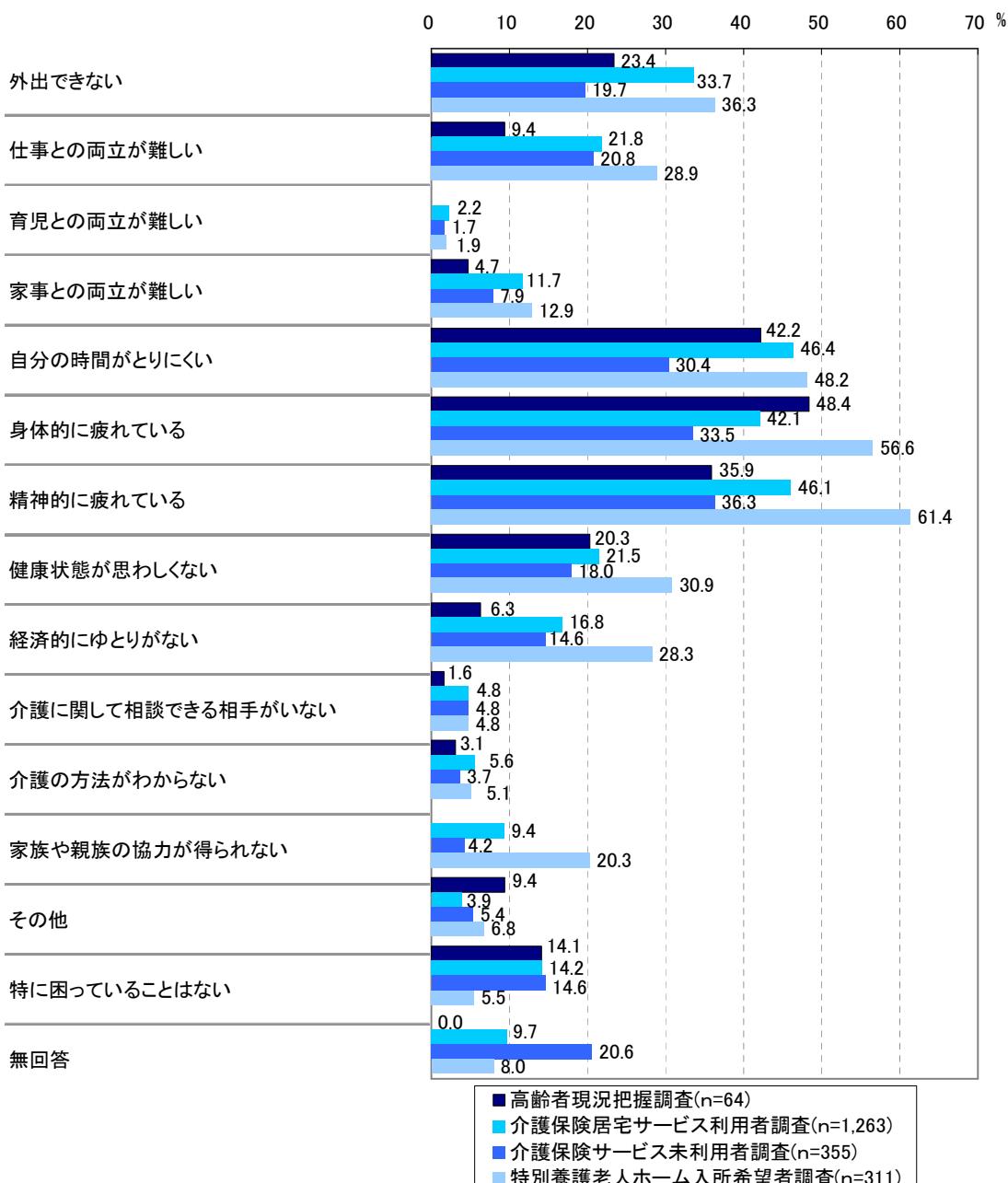
介護者について

○ 介護していく上で困ること

介護していく上で困ることについては、いずれの調査においても「自分の時間がとりにくい」、「身体的に疲れている」、「精神的に疲れている」の割合が高い傾向にあります。特に、特別養護老人ホーム入所希望者調査においては、「精神的に疲れている」、「身体的に疲れている」の割合が高くなっています。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■介護していく上で困ること（複数回答）



* 「育児との両立が難しい」と「家族や親族の協力が得られない」の両項目は、高齢者現況把握調査にはない項目です。

健康及び介護予防

○ 健康状況について

健康状況について、高齢者現況把握調査の回答者うち約7割の人が「とても健康」・「どちらかといえば健康」と回答しています。アクティブシニア（55～69歳）調査では8割以上の人人が同様的回答をしており、健康である割合が高いことがわかります。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

○ 介護予防の現状

要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の二次予防事業対象者にプログラム事業を実施し、要介護状態となることを予防しています。

また、元気な高齢者も含めたすべての高齢者に対して、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした一次予防事業を実施しています。平成22年7月から地域の6会場で推進リーダーの運営による文の京介護予防体操を実施し、4,520人が参加しました。

○ 介護予防について

介護が必要にならないよう予防し、介護が必要になっても出来る限り状態を維持・向上させる介護予防事業の参加意向について、アクティブシニア（55～69歳）調査の回答者のうち6割弱の人が、参加したい事業があることがわかります。

資料：平成22年度 高齢者等実態調査

地域活動について

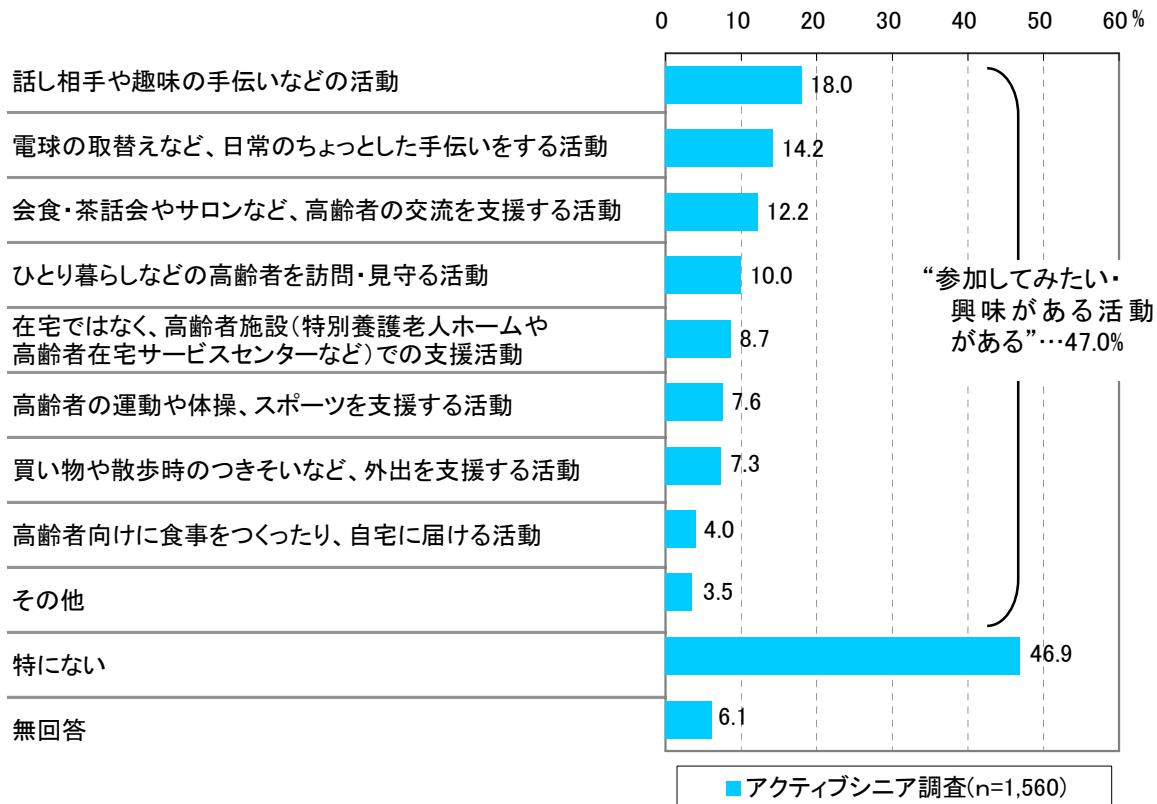
○ 参加したいボランティア活動について

アクティブシニア（55～69歳）調査における高齢者に対するボランティア活動は、5割弱の人が「ボランティア活動への参加」意向がありました。

具体的な活動として、「話し相手や趣味の手伝い」「電球の取替えなど、日常のちょっとした手伝い」「会食・茶話会やサロンなど、高齢者の交流の支援」「ひとり暮らしなどの高齢者を訪問・見守り」へ参加してみたいと回答している人がそれぞれ1割程度います。

資料：平成22年度 高齢者等実態調査

■参加したい高齢者に対するボランティア活動（複数回答）



* “参加してみたい・興味がある活動がある” =100%-「特ない」-「無回答」

○ 地域活動について

アクティブシニア（55～69歳）調査における現在、地域活動に参加している人は3割ですが、7割弱の人は今後（将来）、地域活動に取り組みたいと回答しています。

具体的には、「趣味の活動」「健康づくり・スポーツ活動」に次いで、「教養・学習活動」「ボランティア活動」への取組意向を示しています。

また、仕事や趣味を通じて身につけた知識や経験、特技を、地域で活かすことについて、アクティブシニア（55～69歳）調査の回答者のうち6割弱の人が知識・経験・特技を活かしたいと感じています。

資料：平成22年度 高齢者等実態調査

就業について

○ 就業について

アクティブシニア（55～69歳）調査における60歳以降の就労意向は、7割弱の人が「仕事をしたい（し続けたい）」と望んでおり、そのうち8割の人が70歳代まで仕事を続けたいと回答しています。

また、高齢者現況把握調査では3割弱の人が「現在、仕事をしている」と回答しています。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

特別養護老人ホームについて

○ 特別養護老人ホームに申し込んだ理由

特別養護老人ホーム入所希望者調査における主な入所の申し込み理由は、「家族が精神的、または身体的に疲れている」が最も高く、次いで「介護する（できる）人がいない」「すぐには入所できないので、早めに申し込みをする必要があると考えた」「認知症の症状が進み、介護の必要性が大きくなつた」が続いています。

資料：平成22年度 高齢者等実態調査

○ 特別養護老人ホームの入所希望者の推移

特別養護老人ホームの入所希望者は、介護保険制度開始後増加しましたが、予約的な申し込みも多くなっていました。その対応として、平成14年に国の運用基準の見直しがあり、平成15年4月に「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定し、優先入所の取扱いを開始しました。

平成24年2月1日現在の入所希望者は791人となっており、要介護度別の入所希望者は、下表の「要介護度別の特別養護老人ホームの入所希望者」のとおりです。

■特別養護老人ホームの入所希望者の推移

	(単位：人)										
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
入所希望者実数	748	945	974	789	723	729	769	750	820	828	791
(参考) 区内特別養護 老人ホーム定員	316	316	316	419	419	419	419	419	419	419	419

平成14年～平成20年…各年4月1日現在
平成21年～平成24年…各年2月1日現在

■要介護度別の特別養護老人ホームの入所希望者

	(単位:人)					
要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
入所希望者別	60	123	194	217	197	791

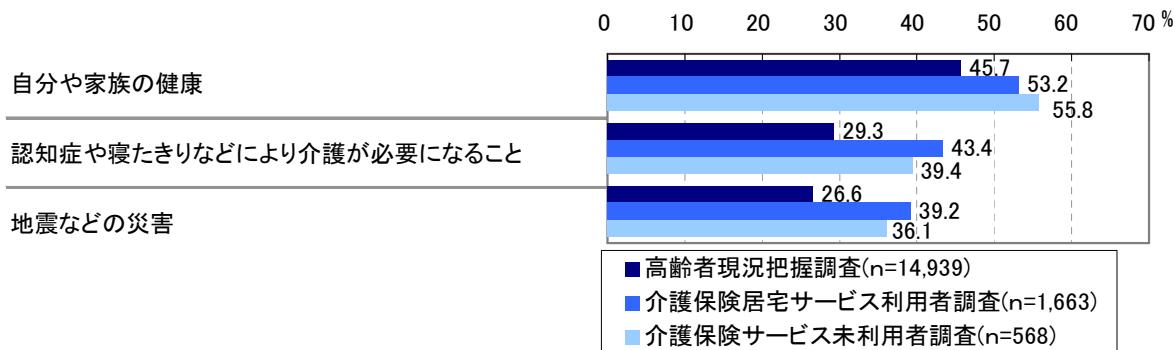
日常生活の不安と東日本大震災について

○ 現在の生活上の不安

現在の生活上の不安については、高齢者現況把握調査、介護保険居宅サービス利用者調査及び介護保険サービス未利用者調査のいずれも「自分や家族の健康」、「認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害」が上位3項目となっており、要介護認定の有無にかかわらず、高齢者の生活上の不安は一致していることがうかがえます。

資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■現在の生活上の不安(複数回答)



○ 東日本大震災と介護保険サービス事業所

平成23年3月に東日本大震災が発生し、死者・行方不明者は2万人以上にのぼるなど未曾有の被害が発生しました。被災地の特別養護老人ホームやデイサービスなどの事業所では、事業を継続していくために他自治体等から必要な人員の派遣及び物資の支援を受けながら事業運営を行っている状況があります。

○ 災害時要援護者名簿登録制度の実施

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を要する方（災害時要援護者）の安否確認などに備え、平成19年度から「災害時要援護者名簿登録制度」を実施しています。これは援護を必要とされる方や家族からの申請に基づいて名簿を作成し、区民防災組織、民生委員・児童委員、消防署、警察署で情報を共有して、災害時の支援に備えています。

名簿の登録者数総数は、平成24年2月末現在、3,442人です。

3 高齢者・介護保険に関する重点課題

○ 地域で支え合うしくみの充実（高齢者安心見守りネット）

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けるための施策を進めます。

支援を必要とする高齢者を積極的に把握し、関係機関相互の協力のもと、個々人が必要としている支援を適切に提供する体制を充実させていくとともに、公的なサービス以外に民間等が提供するサービスも併せて活用し、支援します。また、元気高齢者や区民が参画する地域社会での多様な活動との協働連携を含め、高齢者の日常生活をサポートする支え合いの仕組みの充実や、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するために、高齢者の相談体制の充実、成年後見制度のさらなる周知、利用促進を行います。

○ 在宅サービスの充実

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても可能な限り住み慣れた自宅での暮らしを望んでいることから、在宅生活が継続できる支援が必要です。そのためには、介護保険サービスや認知症対策を充実させるとともに、医療と介護の切れ目のない連携を図ります。また、在宅で介護を行っている家族に対して、心身の負担軽減などの支援を行い、在宅生活の維持を支援します。

○ 健康で豊かな暮らしの実現

生活の中心が職場であったため地域とのつながりが希薄な団塊の世代や、今後、増加が見込まれる元気な高齢者等が、気軽に地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。そのためには、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現役であり続けるための取組をはじめ、区民同士が様々な交流を深めることができるような環境の整備を進めていきます。また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐための健康づくりや介護予防事業を実施することにより、高齢者一人ひとりが健康で豊かな暮らしを実現できるよう支援します。

○ 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本としての住まいについて、高齢者の身体特性・状況に配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しく、施設利用ニーズの高い高齢者のために、居住型の施設の整備が必要です。そのために、新たな特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者グループホームの整備を促進します。また、今後も高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対する多様なニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

○ 災害への対応

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対する支援は、区民の安全・安心を図る上で重要な課題となっています。そのため、要援護者が避難できる場所の検討をはじめ、要援護者の支援について区民防災組織や民生委員・児童委員等との一層の連携強化を図ります。また、介護事業者が防災マニュアルや事業継続計画の整備を行えるよう支援するとともに、災害時の必要な連携・体制づくりを検討していきます。

2 計画事業と目標

1 計画の目標

平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上を迎え、高齢者人口及び高齢化率はますます増加することが見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していくと予測され、身近な地域における見守りと支え合いの仕組みや認知症ケアの充実が課題となっています。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

今後、団塊の世代をはじめとする、元気な高齢者が、それぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍し、生きがいを持って生活できるようになるため、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりを進めています。

さらに、東日本大震災の教訓を活かし、災害への対応について一層の強化を図ります。

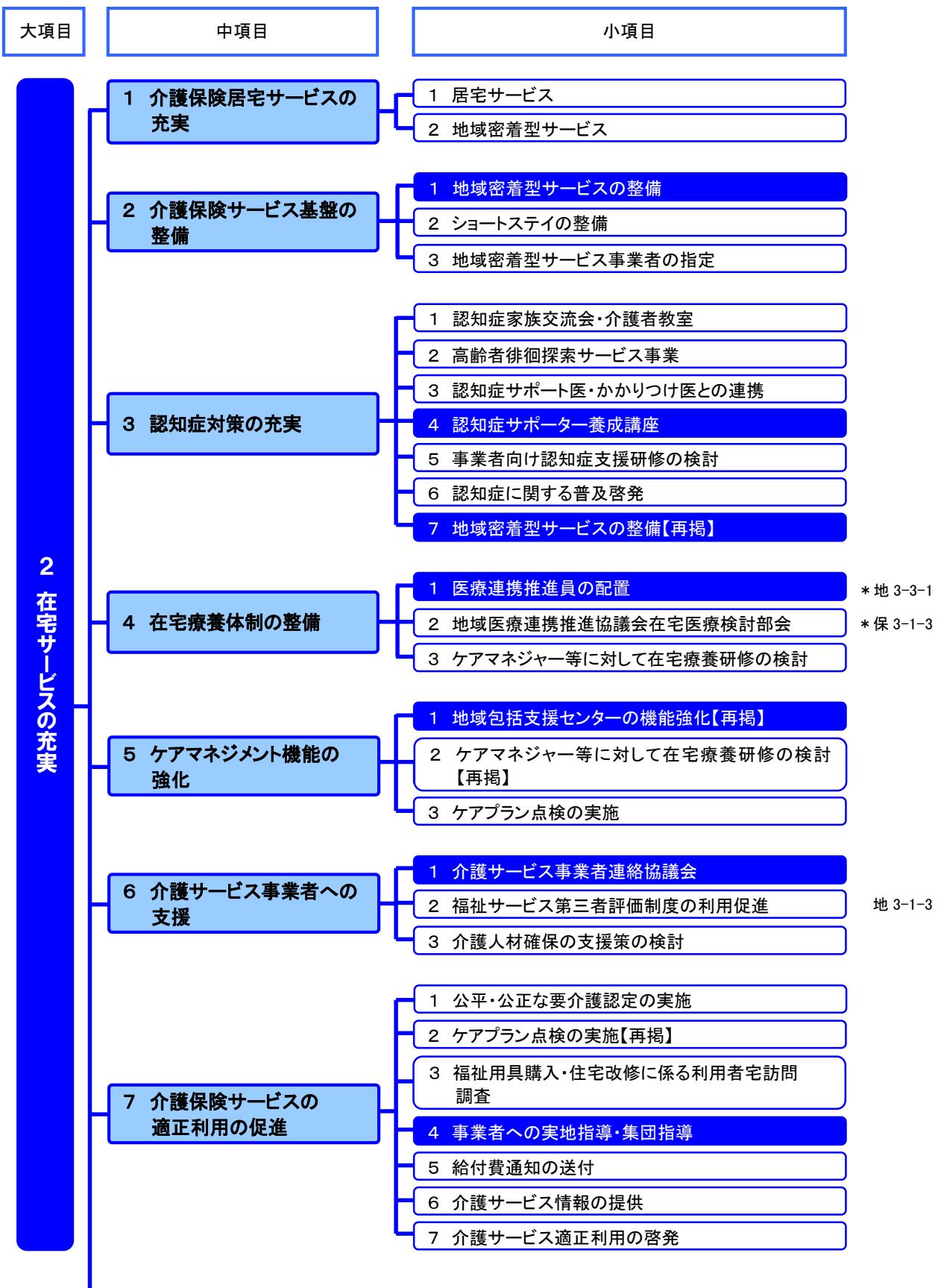
高齢者が、いくつになってもいきいきと自分らしく豊かに暮らせる地域社会を作っていくため、必要な施策を積極的に展開していきます。

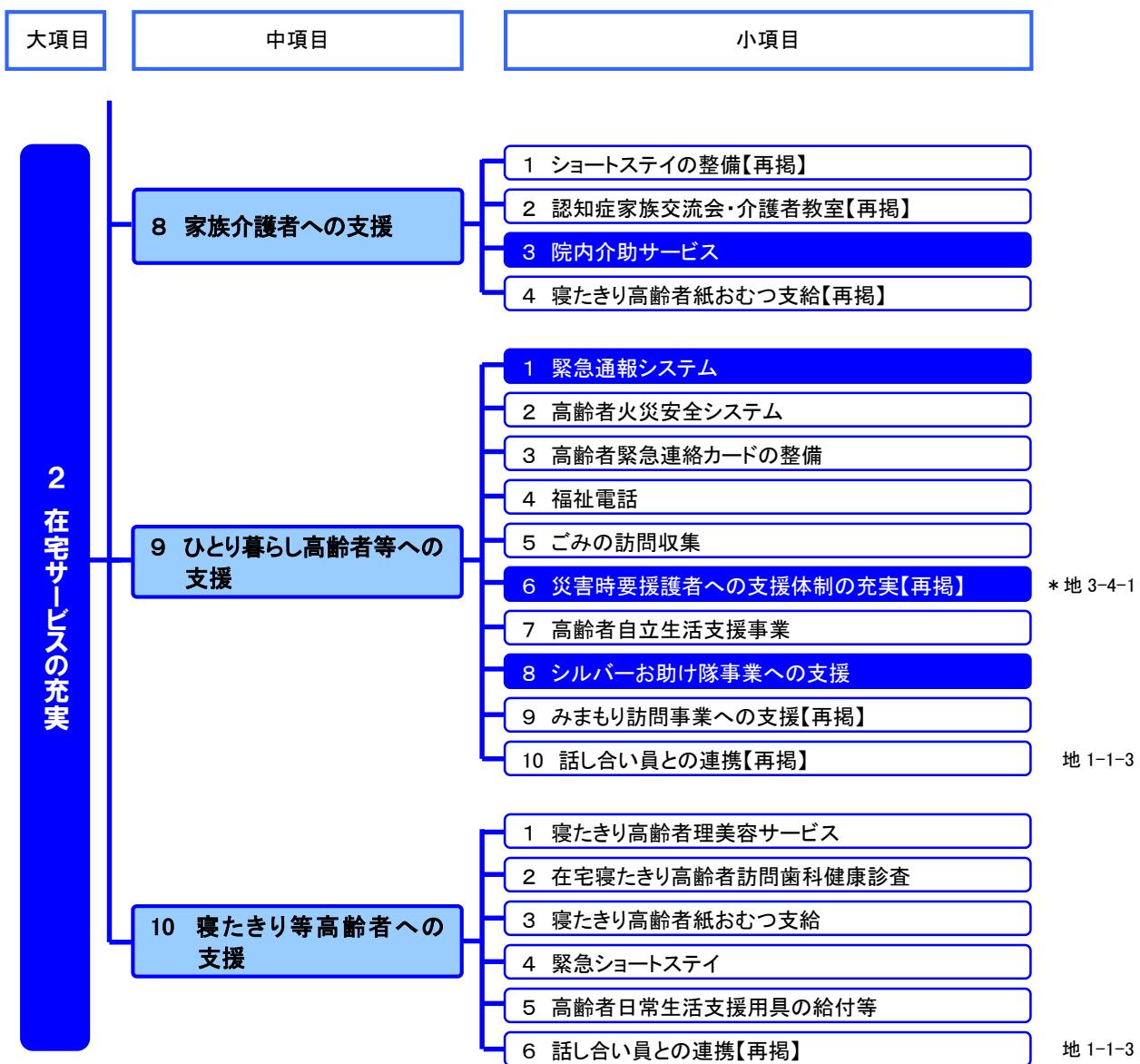
3 計画の体系

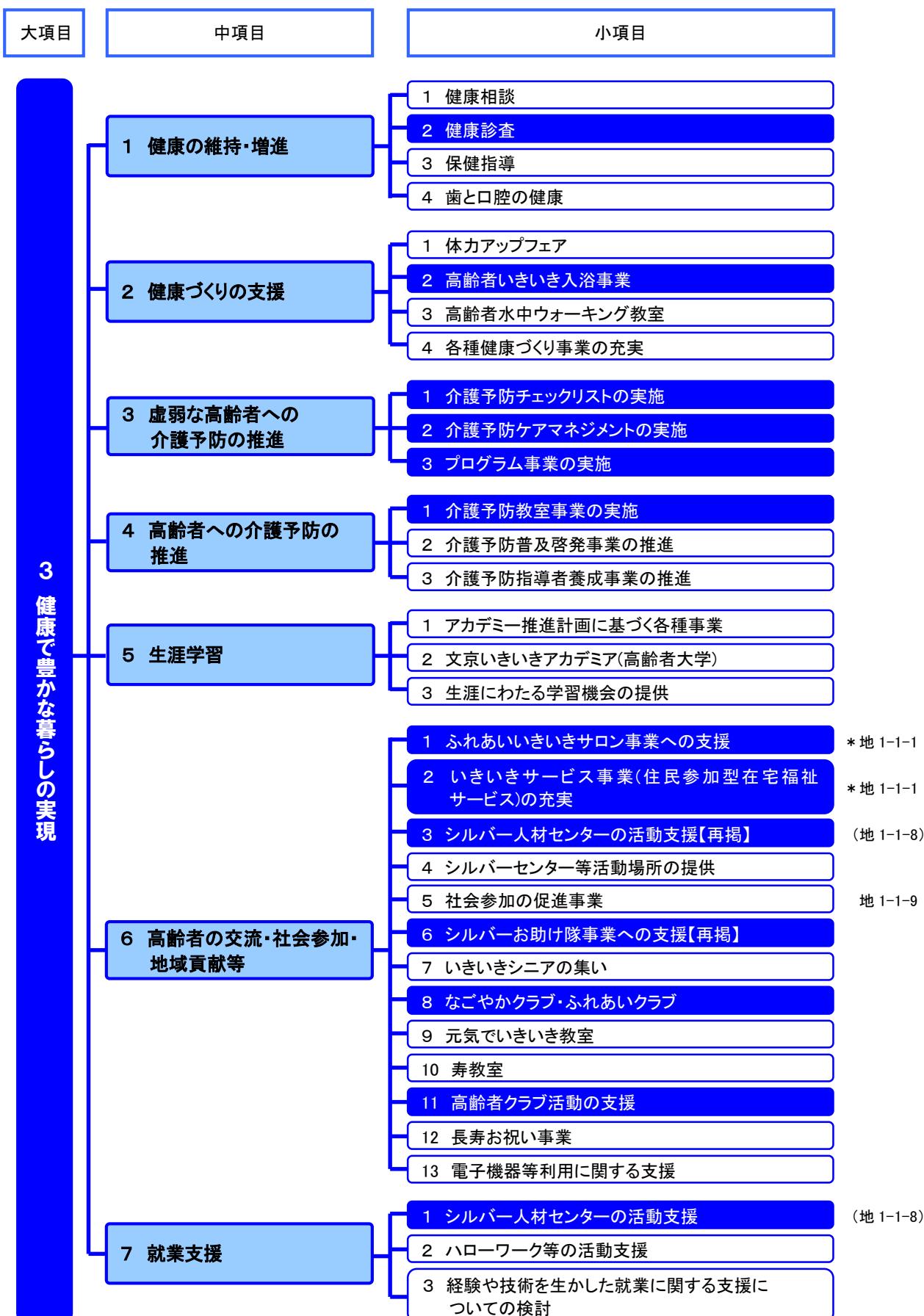


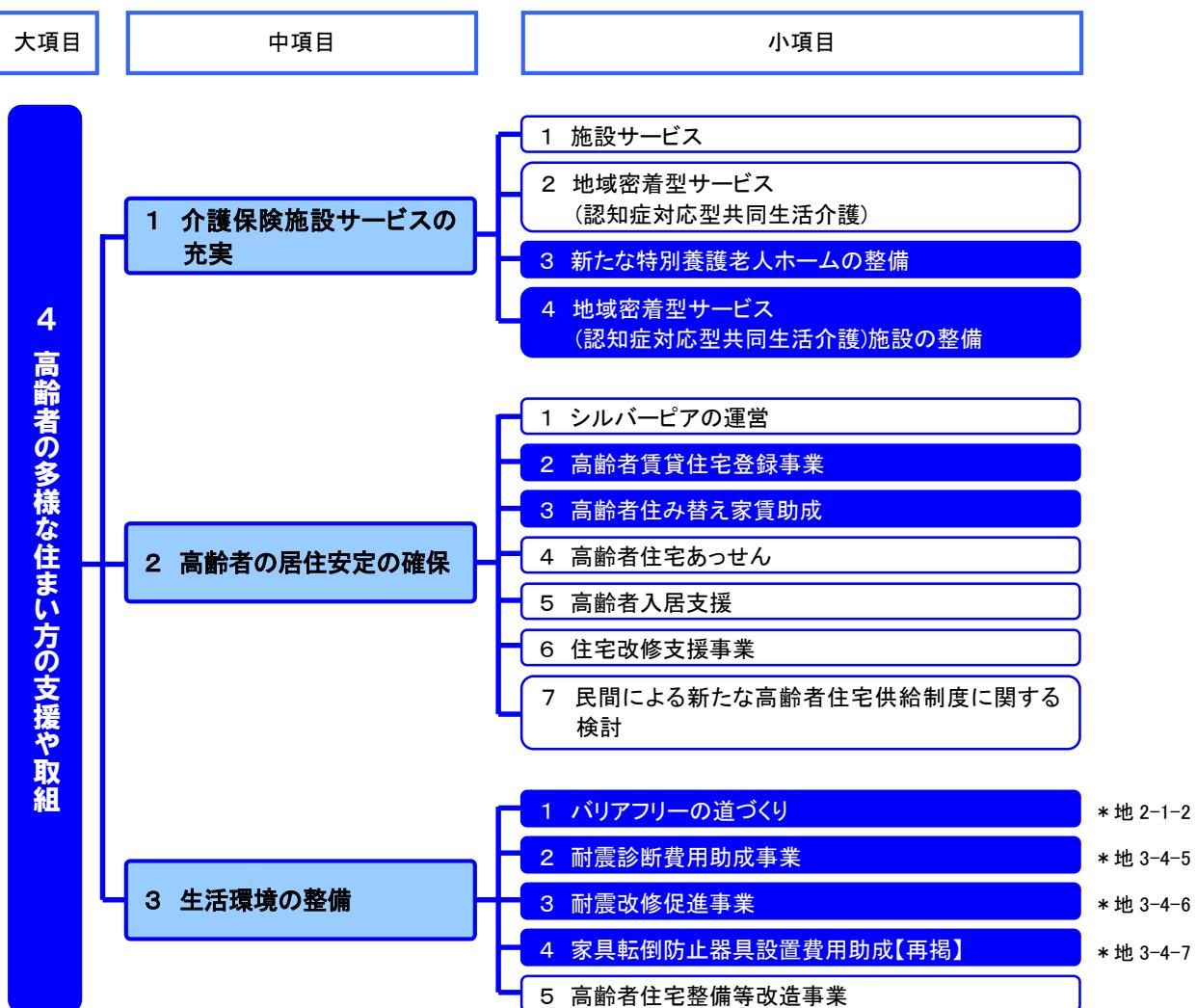
【凡例】

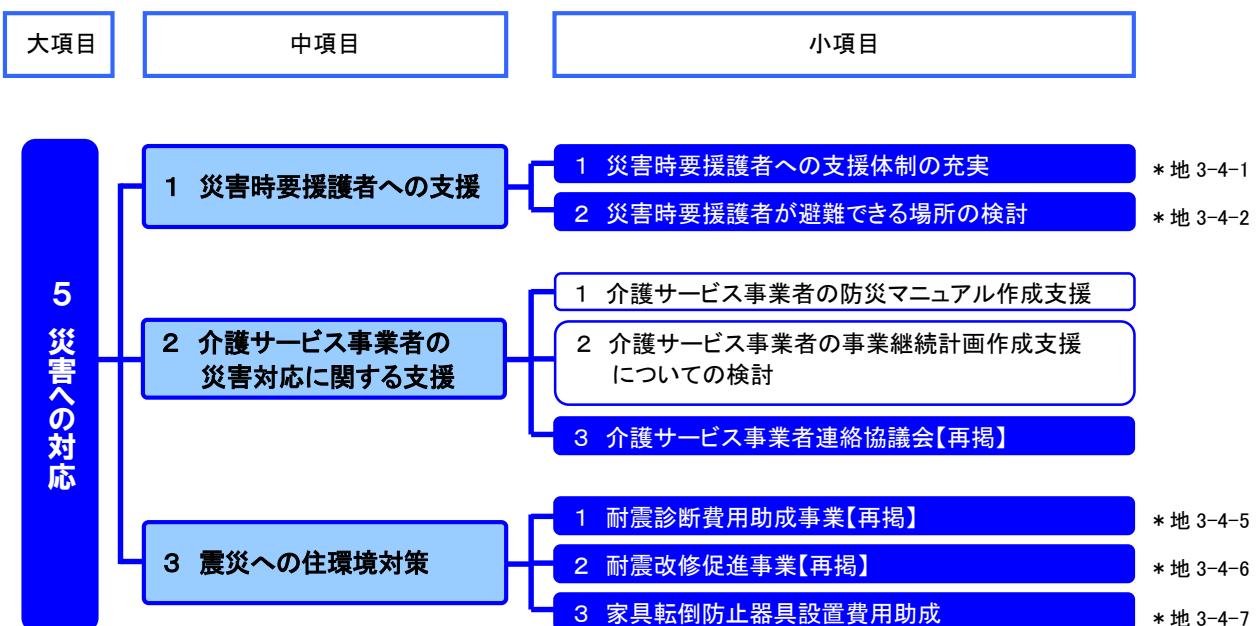
- ・小項目の **■** 表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号)を記載しています。
 - 保 …… 保健医療計画
 - 地 …… 地域福祉保健の推進計画
 - () …… 本計画(高齢者・介護保険事業計画)で進行管理します。
 - * …… 他の分野別計画で進行管理します。











4 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「高齢者・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」に掲載しています。

1 地域で支え合うしくみの充実（高齢者安心見守りネット）

地域社会における区民等が多様な主体による活動との協働連携を含め、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである「高齢者安心見守りネット」を様々な事業の充実により推進していきます。こうした取組の中で、区のみならず、高齢者をはじめとする区民、NPO等の様々な団体による支援の仕組みを強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

1-1 高齢者への地域支援体制の充実

ひとり暮らし等の高齢者が孤立することなく安心して生活できるよう、ハートフルネットワーク参加事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員など様々な主体と連携し、地域における支え合いを行います。

【進行管理対象事業】

- ハートフルネットワーク事業の充実【1-1-1】

1-2 地域活動の担い手への支援

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、社会参加を通じて地域を支える担い手として活躍できるように、地域貢献活動への参画の支援やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

【進行管理対象事業】

- ボランティア・市民活動センターへの支援【1-2-1】
- ふれあいいきいきサロン事業への支援【再掲】【1-2-2】
- いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実【再掲】【1-2-3】
- シルバー人材センターの活動支援【再掲】【1-2-4】
- シルバーお助け隊事業への支援【再掲】【1-2-5】

1-3 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など高齢者福祉のワンストップサービスの拠点として様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、地域包括支援センターの機能及び体制を強化します。

【進行管理対象事業】

- 地域包括支援センターの機能強化【1-3-1】

1-4 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めるとともに、成年後見制度の普及に努めます。また、虐待

防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化します。

【進行管理対象事業】

○あんしんサポート文京への支援【1-4-1】

○成年後見制度の利用促進【1-4-2】

2 在宅サービスの充実

高齢者現況把握調査や高齢者等実態調査では、高齢者の過半数が介護が必要になったとしても自宅で暮らし続けたい、と考えています。要介護状態になっても、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるように体制を整えていくことが必要です。

そのためには、介護保険サービスや認知症対策の充実を図るとともに、福祉・介護人材の育成・確保、そして様々な側面からの医療と介護の連携を進めることができます。また、介護サービスを確保し向上させるため、サービス事業者に対して、介護保険制度改革に関する迅速な対応や情報提供を行うとともに、事業者間の交流支援、事業者指導の充実などを多方面から進めていきます。さらに、短期入所生活介護（ショートステイ）の整備や介護者に対する交流事業などの家族介護者への支援を行うとともに、介護サービス以外の区独自サービス等との連携を密にして、在宅支援を着実に実施します。

2-1 介護保険居宅サービスの充実

要支援・要介護状態になっても安定した在宅生活を継続するためには、居宅サービスの一層の充実が不可欠です。このため、需要に応じた適切なサービスの確保に努めます。

要支援認定者については、できるだけ要介護状態にならないようにするため、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスの利用を促進し、日常生活機能の維持・改善を図っていきます。

また、必要な時に、必要な居宅サービスを利用できるよう、サービスの確保に努めるとともに、事業者や介護職員に対する研修指導を強化し、サービスの充実を図ります。

2-2 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めています。

【進行管理対象事業】

○地域密着型サービスの整備【2-2-1】

2-3 認知症対策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における認知症に対する理解の促進や支援体制を整備し、認知症の本人や介護者を支える地域のネットワークづくり

りを進めていきます。

認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を開催するとともに、講座の講師を行うキャラバン・メイトの地域での自主的な活動を支援します。また、介護者同士の交流と情報交換の場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症高齢者の生活を支える介護事業者への研修を行います。さらに、認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や認知症に関する講演会を実施し、普及啓発に努めています。整備に際しては、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）など認知症に対応する地域密着型サービスの整備を進めます。

【進行管理対象事業】

- 認知症サポーター養成講座【2-3-4】
- 地域密着型サービスの整備【再掲】【2-3-7】

2-4 在宅療養体制の整備

医療機関からの退院後に、自宅での生活や体調管理などに不安がある高齢者が、安心して在宅生活に移行できるよう医療と介護の連携を推進するとともに、介護事業者に対して在宅療養に対応するための研修を行います。

【進行管理対象事業】

- 医療連携推進員の配置【2-4-1】

2-5 ケアマネジメント機能の強化

介護保険居宅サービスの舵取り役である、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）の質の向上を図り、必要なサービスが過不足なく提供され、より良いケアマネジメントが行えるよう支援します。

【進行管理対象事業】

- 地域包括支援センターの機能強化【再掲】【2-5-1】

2-6 介護サービス事業者への支援

介護サービス事業者を対象に、介護サービス事業者同士や区と事業者との連携を図るために、介護サービス事業者連絡協議会を開催し、制度改正などの必要な情報提供や研修を実施します。また、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる第三者評価制度の利用を促進します。さらに、介護人材を確保するための支援策について検討します。

【進行管理対象事業】

- 介護サービス事業者連絡協議会【2-6-1】

2-7 介護保険サービスの適正利用の促進

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

- 事業者への実地指導・集団指導【2-7-4】

2-8 家族介護者への支援

居宅で介護を行っている家族の心身の負担を軽減するため、短期入所生活介護（ショートステイ）の整備や、院内介助サービスを行っていくことで要介護者の在宅生活の継続や質の向上が図れるよう支援していきます。また、認知症の方を介護している家族が、互いに悩みを相談し、情報交換をする家族交流会を開催します。

【進行管理対象事業】

- 院内介助サービス【2-8-3】

2-9 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、話し合い員の派遣や社会福祉協議会によるみまもり訪問事業等による、ひとり暮らし高齢者に対する安否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援するシルバーお助け隊事業等を実施していきます。また、緊急通報システム等による支援を行うことで安全・安心対策を推進していきます。

【進行管理対象事業】

- 緊急通報システム【2-9-1】
- 災害時要援護者への支援体制の充実【再掲】【2-9-6】
- シルバーお助け隊事業への支援【2-9-8】

2-10 寝たきり高齢者への支援

寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図るため、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行うとともに、家族が一時的に介護が困難になった場合に、緊急ショートステイの利用による生活支援を行います。

3 健康で豊かな暮らしの実現

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、気軽に地域社会に参加できるような仕組みづくりと、高齢者がいつまでも健康で豊かな生活を維持・継続できるように引き続き介護予防事業を実施していくとともに、自らが進んで健康づくりを行うための支援体制の充実を推進していきます。

また、高齢者一人ひとりが社会の一員として、尊厳と誇りを持ち、地域社会とのかかわりを持ちながら、いきいきとした生活が送れるよう参加型の取組を推進します。

さらに、今までの経験や技術を活かし、様々なことにチャレンジすることができるよう、就業機会を支援します。

3－1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握することができるよう健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健指導等も併せて行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 健康診査【3-1-2】

3－2 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるように、自らの体力を把握し、今後の健康づくりに役立つ体力アップフェアを開催します。また、一部の銭湯で軽体操等を行うミニデイ事業などを実施し、健康づくりを支援していきます。

【進行管理対象事業】

- 高齢者いきいき入浴事業【3-2-2】

3－3 虚弱な高齢者への介護予防の推進

虚弱な高齢者が要介護状態等にならないよう予防する施策を行っていきます。

要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけることを目的として、日常生活で必要となる機能の確認を介護予防チェックリストで行い対象者に二次予防（プログラム）事業の参加を勧めていきます。

サービスの実施に際しては、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点のほか、区有施設や民間スポーツ施設等を活用しながら、より身近な地域での事業展開を図ります。

また、通所プログラムへの参加が困難な高齢者に対しては、地域や関係機関と連携を図りながら、保健師や理学療法士等が自宅に訪問し、生活機能の低下に関する問題の解決を図っていきます。

二次予防事業*が適切かつ効果的に行われているかを、事業参加者の改善状況や実施状況を通じて総合的に評価します。

【進行管理対象事業】

- 介護予防チェックリストの実施【3-3-1】
- 介護予防ケアマネジメントの実施【3-3-2】
- プログラム事業の実施【3-3-3】

***二次予防事業** 介護予防チェックリストで要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に対して、プログラム事業を実施し要介護状態等になることを予防する事業をいいます。

3－4 高齢者への介護予防の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした暮らしができるよう介護予防教室事業や健康教育等を行っていきます。

介護予防教室事業については、高齢者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを提供し、参加者の増加を図ります。この教室事業は、虚弱な高齢者に対するプログラム事業と相互に密に連携を取りながら展開していきます。

また、介護予防普及啓発事業として介護予防講演会や介護予防展を実施し、介護予防の必要性について区民に理解を求めるとともに、介護予防チェックリスト送付時に介護予防パンフレットを同封するなどして積極的に普及啓発をしていきます。

さらに、文の京介護予防体操地域会場の運営を地域の高齢者に担ってもらうなど、地域において介護予防の自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して介護予防指導者の養成事業を一層推進していきます。

一次予防事業*の定期的な評価を実施し、区民の介護予防に関する知識の認知度や参加状況等による事業評価を行います。

【進行管理対象事業】

- 介護予防教室事業の実施【3-4-1】

3－5 生涯学習

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

3－6 高齢者の交流・社会参加・地域貢献等

地域活動に参加する意欲を持った高齢者に交流の場を提供するとともに、社会に参加しやすい環境を整備し、高齢者が地域において様々な役割を担うことにより、充実した生活を送れるよう支援します。

【進行管理対象事業】

- ふれあいいきいきサロン事業への支援【3-6-1】
- いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実【3-6-2】
- シルバー人材センターの活動支援【再掲】【3-6-3】
- シルバーお助け隊事業への支援【再掲】【3-6-6】
- なごやかクラブ・ふれあいクラブ【3-6-8】
- 高齢者クラブ活動の支援【3-6-11】

*一次予防事業　すべての高齢者に対して実施する介護予防普及啓発事業等をいいます。

3－7 就業支援

高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を活かし、元気でいつまでも働きたいという高齢者が地域社会で就業できるよう支援します。また、多様な働き方を含め、生涯現役であり続けられるよう、就業・就労に関する支援についての検討を行います。

【進行管理対象事業】

- シルバー人材センターの活動支援【3-7-1】

4 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本である住まいについて、高齢者の状況に配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

特別養護老人ホーム整備についての具体的な取組や認知症高齢者グループホームの整備を推進します。また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対するニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

4－1 介護保険施設サービスの充実

現在の特別養護老人ホームの入所待機者と今後の高齢者人口及び要介護者の増加に対応するため、新たな特別養護老人ホームの整備を進めます。また、認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができる認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

【進行管理対象事業】

- 新たな特別養護老人ホームの整備【4-1-3】
- 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）施設の整備【4-1-4】

4－2 高齢者の居住安定の確保

高齢者の住まいを確保するために、住宅ストック活用の充実を図ります。

また、高齢者すまい法の改正により新たに位置づけられた、民間によるサービス付き高齢者向け住宅の供給制度については、民間事業者への情報提供による支援を行うとともに、文京区の地価等の地域特性を踏まえ、その供給の実現可能性についても検討を行います。

【進行管理対象事業】

- 高齢者賃貸住宅登録事業【4-2-2】
- 高齢者住み替え家賃助成【4-2-3】

4－3 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた住宅で安全・安心に自立した在宅生活を送れるようにバリアフリー化や耐震化を進めるなど、生活環境の整備を行います。

【進行管理対象事業】

- バリアフリーの道づくり【4-3-1】
- 耐震診断費用助成事業【4-3-2】
- 耐震改修促進事業【4-3-3】
- 家具転倒防止器具設置費用助成【再掲】【4-3-4】

5 災害への対応

大地震等の発災に備え、災害時要援護者が避難できる場所の検討等を行います。また、介護サービス事業者の防災マニュアルや事業継続計画の整備について支援とともに、必要な連携体制づくりを検討します。

5-1 災害時要援護者への支援

「災害時要援護者名簿」について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。また、災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホームなどの施設を対象に検討を進めています。

【進行管理対象事業】

- 災害時要援護者への支援体制の充実【5-1-1】
- 災害時要援護者が避難できる場所の検討【5-1-2】

5-2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、施設、事業所ごとに災害時に迅速かつ適切な対応が行えるよう防災マニュアルを整備するとともに、その後においても、より早く、適切なケアが提供できる体制を確立するための事業継続計画の作成を支援していきます。

【進行管理対象事業】

- 介護サービス事業者連絡協議会【再掲】【5-2-3】

5-3 地震への住環境対策

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、良好で安全な住環境を守るための対策を実施します。地震発生時の家具の転倒による事故を未然に防止するため、家具転倒防止機器設置費用の助成などの支援を行います。

【進行管理対象事業】

- 耐震診断費用助成事業【再掲】【5-3-1】
- 耐震改修促進事業【再掲】【5-3-2】
- 家具転倒防止器具設置費用助成【5-3-3】